

お知らせ

身体障害者手帳の障害等級に  
肝臓機能障害が加わります

障がい福祉課

☎973-5452

身体障害者福祉法の改正により4月1日から身体障害者手帳の障害等級に肝臓機能障害が加わります。

【手帳交付申請に必要な書類等】

- 身体障害者診断書・意見書  
(指定医師の記載によるもの)
- 肝臓機能の障害の状況及び所見  
(指定医師の記載によるもの)
- 印鑑(認印で可)
- 写真(たて4cm×よこ6cm)
- ※障害の程度により自立支援医療(更生医療)の対象になります。
- ※詳しくは、指定医療機関か障がい福祉課にお問い合わせください。

今年度も健診がスタートします

国民健康保険課

☎973-3177

今年度も特定健診・長寿健診・人間(脳)ドックが、4月以降順次スタートします。40歳以上の国保被保険者及び長寿医療被保険者の皆様には、4月中に案内を送付しますので、ぜひ一年に一度の健診受診をお願い致します。

離職によって住居を喪失又は  
そのおそれのある方へ

生活福祉課

☎973-4982

国の経済危機対策の一環として、平成21年10月より、実施している「住宅手当緊急特別措置事業」を平成21年度に引き続き平成22年度も実施します。

この事業は、離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅がない方又は賃貸住宅に居住しているが、住居を失つた方のある方を対象として、住宅手当を支給することにも、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うこととしています。

対象となる方は申請の手続きを行うようお知らせいたします。

【対象者】申請時に次の①から⑦の全てに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②申請時に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持している方
- ③就労能力、就労意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行い、常用就職に向けた就職活動を行う方
- ④住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)
- ⑤原則として収入のない方。一時的な

収入がある場合には、生計をとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。

- ・単身世帯  
月収11万4千8百円以下
- ・2人世帯  
月収17万2千円以下
- ・3人以上世帯  
月収22万円以下
- ⑥生活を共にしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること  
・単身世帯  
50万円以下  
・複数世帯  
100万円以下

⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体等が実施する類似の貸付又は給付等を受けていない方

【住宅手当の支給額等】

※住宅手当の支給額は生活保護の住宅扶助特別基準に準拠

- ・単身世帯  
30,800円以内
- ・世帯員2人〜6人  
40,000円以内
- ・世帯員7人以上  
48,000円以内

※アパート等の初期費用である敷金、礼金等と月々の共益費、管理費等は対象外です。

※住宅手当の支給は申請日の翌月から、

最長6月間支給します。(一定の条件下で3か月間支給延長)  
※住宅手当は貸し主等の口座に振り込みされます。(申請者本人への現金又は口座払いはできません)

【事業の実施期間】

平成22年4月〜平成23年3月

【申請場所】生活福祉課

健康福祉センターうるみん3階

宇安慶名488番地

【申請受付期限】平成23年2月28日

※申請には、顔写真の外に本人確認、離職票、収入、預貯金、求人申し込み等を確認する書類が必要で

【社協の貸し付け制度】

※賃貸住宅の入居に必要な敷金・礼金等の初期費用や当面の生活費等の一時的な資金が必要な方で社会福祉協議会の「総合支援資金」や「臨時特例つなぎ資金」の貸し付け要件を備えている場合は貸し付けを利用することが出来ます。

※詳しくは、生活福祉課福祉総務係にお問い合わせください。

☎973-4982  
FAX 974-4040

